

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置の解除に伴う利用料（保育料）日割り対応の終了について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルスの感染が拡大する中においても、保育・教育施設の皆様におかれましては、園運営にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

また、園児及び職員の皆様の健康管理、消毒、保育内容の工夫などに加え、休園や再開に関する対応をしていただいている園も多くなっています。様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、改めて深く御礼申し上げます。

さて、令和4年3月21日をもって政府による神奈川県への「まん延防止等重点措置」が解除されることとなりました。令和4年2月10日付の通知「まん延防止等重点措置期間の延長にかかる保育所等の対応について」で「0～2歳児クラスの利用料（保育料）の日割り対応」については、「まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続する」としていましたが、「令和4年3月31日」をもって終了することとします。

引き続き、「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（令和2年8月）等を踏まえ、保育を行っていただくようお願いします。

保護者の皆様に対し、感染拡大防止のため、保育所等（※）の必要な範囲での利用をお願いしてまいります。各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないよう御理解・御協力をお願いします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

※ 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

○ 利用料（保育料）について

0～2歳児クラスの利用料（保育料）の日割り対応については、まん延防止等重点措置期間が終了する日とせず、「令和4年3月31日」をもって終了することとします。

なお、新型コロナウイルスの感染者が発生したことにより休園した場合や児童が新型コロナウイルス感染症にかかり横浜市が登園自粛を求めた場合などの利用料については、引き続き日割りを行います。

○ 添付資料

保護者の皆様への配布資料

・「まん延防止等重点措置の解除に伴う利用料（保育料）日割り対応の終了について（依頼）」

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>		4775	令和4年4月1日より、 機構改革のため電話番号 が変更になります。 また、課名についても一 部変更が生じます。
・本通知の全体的なことについて	子育て支援課事業調整係	671-4157	
・地域子育て支援事業について	子育て支援課地域子育て支援担当	671-4157	
・研修・感染症対策について	子育て支援課人材育成係	671-2397	
・給食について	子育て支援課市立保育所係	671-2396	
・園児の預かり・横浜保育室 行事等・一時保育事業について	保育・教育運営課	671-3564	
・給付費・委託費について	保育・教育給付課	671-0202/0204	
・利用料について	保育・教育認定課	671-0255	
・年度限定保育事業について	保育対策課	671-4469	